

産業衛生 レポート

No.542

2024年11号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施します

(令和6年9月30日 厚生労働省発表)

厚生労働省は、国土交通省、環境省と合同で、石綿対策に係る全国一斉パトロールを令和6年10月頃～11月頃まで実施します。

石綿含有建材を使用する建築物等の解体工事等が、今後増加することが想定される中、令和5年10月1日から、建築物および船舶（鋼製の船舶に限る）の石綿含有の事前調査については、厚生労働大臣が定める資格者が行うことが義務付けられました。また、工作物の解体等の事前調査についても、令和8年1月1日以降着工の工事から有資格者による実施が義務付けられます。解体工事に伴う石綿等の粉じんの発散の防止など、これまで以上に現場における法令の遵守徹底が重要になっています。

このため、厚生労働省では、石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施し、労働者への石綿等のばく露防止対策の徹底や再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止の徹底について国土交通省、環境省と連携し、現場指導や監視の徹底を図ります。

【概要】

- 実施期間 令和6年10月頃～11月頃まで
※上記は概ねの期間であり、都道府県・市区町村により実施期間は異なります
- 実施機関 各都道府県労働局の労働基準監督署が、各都道府県および特定行政庁の建設リサイクル法担当部局および環境部局と合同で実施
- 実施内容
 - 【労働基準監督署】労働安全衛生法、石綿障害予防規則の遵守状況の確認および周知徹底
 - 【建設リサイクル法担当部局】建設リサイクル法の遵守状況の確認および周知徹底
 - 【環境部局】廃棄物処理法、大気汚染防止法およびフロン排出抑制法の遵守状況の確認および周知徹底

詳細は以下をご確認ください。

- ・ [石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施します | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)
- ・ 【リーフレット】 [石綿（アスベスト）の事前調査は施工業者（元請事業者）が必ず行う必要があります](#)

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

(令和6年10月1日 厚生労働省発表)

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である11月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行う

ほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

- 「過労死等」とは・・・
- (1) 業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
 - (2) 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
 - (3) 死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害

【取組概要】

- 1 国民への周知・啓発
 - ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施
 - ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施
- 2 過重労働解消キャンペーン

「過重労働解消キャンペーン」概要 (抜粋)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 労使の主体的な取組を促します2 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します3 重点監督を実施します4 過重労働相談受付集中期間を設定します5 特別労働相談を実施します6 過重労働解消のためのセミナーを開催します |
|---|

詳細は以下をご確認ください。

- ・ [11月「過労死等防止啓発月間」です | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)
- ・ [報道発表資料](#)
- ・ [「令和6年版 過労死等防止対策白書」を公表します](#)